

教員養成セミナー2020年4月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第7回◆教育法規①

教育の目的・理念に関する法規 1

講師：植竹 丘（共栄大学）

「普通教育を受けさせる義務」

▶ 日本国憲法第26条第2項前段

- ▶ すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

▶ 教育基本法第5条第1項

- ▶ 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

▶ 学校教育法第16条

- ▶ 保護者（略）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

義務教育の無償

- ▶ 日本国憲法第26条第2項後段
 - ▶ 義務教育は、これを無償とする。
- ▶ 教育基本法第5条第4項
 - ▶ 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。
- ▶ 学校教育法第6条
 - ▶ 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。
- ▶ 義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律第1条第1項
 - ▶ 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

日本国憲法①

▶ 日本国憲法第14条第1項

- ▶ すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

▶ 教育基本法第4条第1項

- ▶ すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

▶ 日本国憲法第22条第1項

- ▶ 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

▶ 日本国憲法第25条第1項

- ▶ すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

▶ 日本国憲法第26条第1項

- ▶ すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

日本国憲法②

▶ 日本国憲法第11条

- ▶ 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

▶ 日本国憲法第20条

- ▶ 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- ▶ 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ▶ 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

▶ 日本国憲法第22条第1項

- ▶ 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

日本国憲法③

▶ 日本国憲法第26条第2項

- ▶ すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

日本国憲法③ (cont.)

▶ 普通教育

- ▶ 同年齢のほぼ全てが受ける教育
- ▶ 特定の職業に就くことを前提としない教育

▶ 義務教育

- ▶ (法令上) 強制的に受けさせられる教育

日本国憲法③ (cont.)

▶ 学校教育法第29条 (小学校の目的)

- ▶ 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

▶ 学校教育法第45条 (中学校の目的)

- ▶ 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

▶ 学校教育法第50条 (高等学校の目的)

- ▶ 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

教員養成セミナー2020年4月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
パワーアップノート

◆第7回◆教育法規①

教育の目的・理念に関する法規2

講師：植竹 丘（共栄大学）

教育基本法①

- ▶ 教育基本法第9条
- ▶ 法律に定める学校の教員は、自己の**崇高な使命**を深く自覚し、絶えず**研究と修養**に励み、その**職責の遂行**に努めなければならない。
- ▶ 2 前項の教員については、その**使命と職責**の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、**養成と研修**の充実が図られなければならない。

教育基本法②

- ▶ 前文
- ▶ 我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた**民主的で文化的**な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。
- ▶ 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、**真理と正義**を希求し、**公共の精神**を尊び、豊かな**人間性と創造性**を備えた人間の育成を期するとともに、**伝統**を継承し、新しい**文化**の創造を目指す教育を推進する。
- ▶ ここに、我々は、**日本国憲法**の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

教育基本法③

- ▶ 教育基本法第2条
- ▶ 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
 - ▶ 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
 - ▶ 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - ▶ 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - ▶ 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
 - ▶ 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。